

## 北広島市文化賞等表彰規則の一部改正について

### 1 検討の趣旨

北広島市文化賞・スポーツ賞等について、現在、一度受賞した方は再度受賞することが規則により制限されているが、受賞機会を拡大し、優秀な活動の顕彰とおして、市民の活動意欲の向上を図ることを目的とする。

### 2 改正案

表彰対象者を制限する規則第8条を改正し、再表彰を認める以下の条件を追加する。規則改正案は資料②のとおり。

(1) 異なる校種での受賞機会拡大（第8条第1項第1号）

青少年文化賞について、校種ごとに再度受賞する機会を設けるもの。

(2) 卒業後の受賞機会拡大（第8条第1項第2号）

文化賞について、学校在籍時に文化賞を受賞した者が、卒業後、再度受賞する機会を設けるもの。

(3) 団体構成員の変更に伴う受賞機会の確保（第8条第1項第3号）

従来から規定されているもので、団体構成員の3分の2以上に変更があった場合、再度受賞する機会を設けるもの。

(4) その他、特に認めるもの（第8条第1項第4号）

上記の(1)～(3)に掲げる者以外で、教育委員会が特に認める場合があることを明記するもの。

#### 【表彰の想定】

①小学3年生：青少年文化奨励賞を受賞

②小学6年生：青少年文化賞を受賞

③中学3年生：青少年文化賞を受賞 ⇒従来は×

④高校3年生：青少年文化賞を受賞 ⇒従来は×

⑤大学2年生：文化奨励賞を受賞

⑥大学4年生：文化賞を受賞

⑦大学卒業後：文化賞を受賞 ⇒従来は×

※文化賞若しくは青少年文化賞を受賞した場合、その後は文化奨励賞、文化貢献賞、青少年文化奨励賞の受賞は制限される。

### 3 その他

次期オリンピック種目へのブレイクダンスの導入やeスポーツ等の新たな分野の拡大等、文化やスポーツを取り巻く環境は日々変化している。

北広島市においては、スポーツ賞等の対象はスポーツ協会に加盟している団体が主催する大会を要件としており、本要件による取り扱いを継続していくが、国の状況等を注視していく必要がある。